

国民経済計算体系の整備部会議事概要（第1回～第3回）

第1回国民経済計算体系の整備部会 議事概要

1 日 時 平成29年3月10日（木）16:00～18:15

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、
西郷 浩、関根 敏隆、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の統計所管部局】

財務省財務総合政策研究所調査統計部：山崎部長、山川調査統計課長ほか

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室：石
原参事官ほか

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：渡瀬室長ほか

国土交通省観光庁観光戦略課：舟本課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：多田企画調査課長

4 議 事

（1）審議の進め方について

（2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

（3）その他

5 議事概要

（1）審議の進め方について

事務局から参考1、3に基づき、本部会の審議の進め方について説明が行われ説明
のとおり進められることが確認された。また、統計委員会令の規定に基づき、本部会

の部会長代理に中村委員が指名された。その他、統計改革推進会議（以下、「推進会議」という。）の議論との関係等について質疑応答がなされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・本部会審議の基礎となる経済財政諮問会議の統計改革の基本方針（以下、「基本方針」という。）のほか、推進会議の議論もあり全体が見えにくいため3点確認させてほしい。①推進会議ではSUTやビジネスサーベイなどの話がでて、統計委員会で検討してもらいたいという声も聞く。推進会議の議論によっては、基本方針プラスアルファの審議が本部会に付託される可能性があるのか。参考1の別紙3の全体の審議スケジュールから想像すると、3～5月は基本方針を踏まえて次期基本計画に何を盛り込むかの議論を中間取りまとめに向けて行い、6～8月に、骨太の方針を見据えてまとめた推進会議の結論を次期基本計画に盛り込む議論を行うということか。②基本方針の課題であっても、来年度実施するものは計画期間前の実施になるので、次期基本計画には盛り込まないとのことだが、その場合、そうした課題の取組状況は本部会に報告されるのか。その場合、6～8月（ないしそれ以降の期間）に議論することになるのか。③基本方針で来年度実施とされているものでも、もう少し時間が必要と判明した案件は、次期基本計画に入れていくのか。従前の審議方法から考えると、統計委員会でフォローアップするためには次期基本計画に盛り込む必要があるのではないか。
- 推進会議との関係は、参考3の注記にあるとおりで、推進会議から指摘があれば本部会の審議事項に追加される。6月以降は、基本方針の別紙以外の新たな課題が加わる可能性はある。その場合は、タスクフォース等も機動的に活用しないと審議が困難と考えている。また、基本方針に来年度までに実施とされているものでも現時点では実現可能か必ずしも明確でなく、取り組む中で新たな課題が見えてくる場合もある。このため、審議の中で、今後の取組予定を確認し、来年度までに完了できないものは完了できる期限はいつなのか、完了できるが次の段階に進む必要があるものは、いつまでに何をすべきかを議論してほしい。議論の結果、次期基本計画に盛り込まれたものは、フォローアップの対象になる。なお、次期基本計画は今年12月に答申予定であるため、次期基本計画に盛り込むか否か決め難いものは、当面「保留」としておき、答申までに進捗状況を再度確認するなどして、最終的に盛り込むかどうかを考えることも可能。
- ・現時点では、推進会議も平行して議論を行っており結論は出ていない。ただ推進会議は、統計委員会が通常行っている業務とは重複しない形で設定されているほか、推進会議には統計委員会の西村委員長も出席しているので、推進会議の議論を統計委員会にどう反映するかは西村委員長の意見が尊重されるべき。また、当面、基本方針の別紙ⅠⅡの項目を本部会で議論するが、その過程で更なる検討が必要となる場合は、中間取りまとめまでに結論付けなければならないわけではない。12月の次期基本計画の最終的な策定までには、必要に応じてタスクフォースを設置するなどして検討する時間がある。

(2) 国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

ア 法人企業統計調査

事務局及び財務省から資料1-1及び1-2に基づき説明がされた後、質疑応答が行われた。本項目のうち、「2016年度中に結論」とされている設備投資等のサンプル断層調整後値の公表については、その結論を見てから次期基本計画での取扱いを決定することとされた。その他の課題については、資料1-1記載の方向性案で概ね適当とされたが、実施時期や実現可能性に関して改めて財務省から情報提供を受け、精査することとされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 四半期別GDPの1次速報に間に合わせるための早期回収の試験的实施については、企業が対応できるか慎重に判断することであり、よろしくお願ひしたい。その際、どの調査項目が必要か、どの程度の精度が必要か、1か月もの回収早期化が必要か、早期化に伴い万一報告間違いが発生した場合の訂正方途をどうするか等について検討してほしい。また、現在、四半期開示そのものについて、金融審議会ディスクロージャー部会で簡素化、項目見直し、自由度向上等かなり抜本的見直しが検討されているので、それらとの平仄も併せて検討してもらえると企業側も負担について考えやすい。なお、参考にしたという経済同友会の提言の経緯は知らないが、同友会は会員が個人であり個人としての意見を言っていることも多く、実務担当者に対し十分対応可能という検証をしているのかどうかを確認した方がよい。
- ・ 早期化の案は、会計制度上の開示期限と調査票の回収締切が逆転しており、ほとんど無理ではないかという印象。幾つかの企業を確認したところ、四半期開示の実績は四半期別GDPの1次速報公表の1~2週間前で、案では社内でまとめる前に数字を出すことになりそれは相当難しいと考えるべき。むしろ、四半期別GDPの1次速報における情報の制約を示しながら情報提供することもありではないか等を問い直すべきで、工夫しないと誠実に回答しようとする企業に負担をかけすぎてしまう。また、財務省が大企業中心の早期回収に努めることはよいことであり進めてほしいが、それは四半期別GDPの1次速報だけの問題ではない。大企業に対する回答のし易さ、個別企業にも配慮した回答を得る体制作りは、政府横断的に重点的に取り組むべき統計制度全体の課題。
- ・ 推進会議で新たなビジネスサーベイを実施する議論があることも踏まえて、企業にどう打診するかは考える必要がある。その他、資本金1000~2000万円の層の標本抽出見直しについては、前提となる母集団名簿と事業所母集団データベースのかい離に関する要因分析を、同データベースの元となる新たな経済センサスー基礎調査の結果を踏まえて考えようとしている点は理解する。しかし、両者にかい離が存在するならばどうかい離しているかを、どこかの段階で説明してもらいたい。それは、ビジネスサーベイをどう作るかにも関わる。

- ・企業に研究開発投資を調査することは、日本銀行の短観でも始めると聞いたがスケジュールはどうなっているのか。
- 今年3月の短観から研究開発投資の調査を開始している。但し、年度値であり、四半期別ではない。今年度の実績と来年度の計画を聞いている。
- ・研究開発投資の調査については、日銀短観で協力してもらっている実績はあるので、企業負担を考えながらではあるが、全く検討できないわけではないと考える。また財務省の取組もいつまでに結論を出すか明確化する必要がある。基本計画期間内に行えるのか、さらに言えば、次回のSNA基準改定に有益な素材を提供できるのが重要で、それに資する計画作りをしたい。このため、基本方針では「2016年度から検討」等とあるが、中間的な報告をいつ頃出せるのか、SNAに有益な情報を提供できるか否かの結論がいつ出るか等、財務省からスケジュールを明示してもらう必要がある。
- 現時点では具体化していないが、これから試験調査を設計し、スケジュール感を内閣府とも詰めたい。また現在の体制では対応が難しいため、人員・予算の要求、システム開発も行う必要がある。設計等の準備段階で1年、人員・予算要求で1年と時間がかかる。
- ・督促及び欠測値の補完方法の改善については、日本銀行や内閣府が研究しており既に方法はあるので、結論を出すのに長期間の検討が必要とは思わない。もう少し明示的な期限を示してもらう必要がある。
- 欠測値については検討を開始したところであり、大企業について前後10社の平均を代入するという現在の方法の妥当性も含めて検証したい。単純な横置き補完との比較、段差の中身等を専門家に検討してもらいたい。
- ・抽出方法の見直しは、母集団名簿と事業所母集団データベースとのかい離要因の検証が継続しているとすると、現行基本計画等で示されている平成28年度末までに結論というのは困難であり、次期基本計画への継続案件として検討してもらう。本課題は提示されてから長期間経過しているので期限を切って回答する必要がある。
- どのようにかい離しているかについては、総務省との協議は必要だが、中間報告をしてもよいと考えている。

イ 毎月勤労統計

事務局及び厚生労働省から資料2-1及び2-2に基づき説明された後、質疑応答が行われ、本項目の次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方は資料2-1記載の案で概ね適当とされたが、母集団情報を事業所母集団データベースに変更することに伴う標本抽出方法や復元方法の工夫について検討する必要があるとされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・事業所母集団情報データベースが年次フレームに移行するのに伴い、毎年更新される方法に変更となるため、標本抽出の仕方や復元の仕方を、母集団情報の提供のされ方によって工夫する必要がある。まだ事業所母集団データベースの年次フレーム

の提供方法が確定していないと思うので、担当の総務省と早く相談し確認の上で推計方法も工夫してもらいたい。

ウ 建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計

事務局及び国土交通省から資料3-1及び3-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。本項目のうち「2017年度中実施」とされている建設総合統計については、検証の結果、さらなる改善に向けた取組が必要となる場合も考えられることから、その検討も含めて次期基本計画の課題とすることとされた。その他の課題については、資料3-1記載の方向性案で概ね適当とされたが、実施時期が不明確なものに関しては国土交通省から改めて情報提供を受け、精査することとされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 毎月勤労統計が議論を2、3年積み重ねて結論に達していることを考慮すると、次期基本計画における基本的な考え方の「建設総合統計の課題については、平成29年度中に実施予定としているため、次期基本計画の課題からは除外」という案について、今後、資料3-1の①公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性確認や②QEとGDPの年次推計のかい離の原因検証の際に、どのような調整があり、かい離の原因と解消方法があるのか、少し慎重に検討を続けていただきたい。このため、次期基本計画の中に、P（ペンディング）マークを付けて、状況に応じて対応すればよいのではないか。
 - ・ 建設総合統計について、①決算書との整合性確認と②QEとGDP年次推計とのかい離の原因検証は、ほとんど同じ意味だと思うが、どのような検証で整合性のチェックが行われるのか伺いたい。例えば、発注者ごとに受注がきちんと記録されていて、それと決算書の内容が合っているか、合っていたとしても、計上時点が違うという問題があるなど、ミクロのチェックまでできるのか。
 - ・ 整合性をチェックすることと進捗展開をどのようにするのかということが大きな問題としてある。建設工事の進捗率調査は、前回実施してから大分時間が経っているが、次回の調査をいつ行うかを検討しているか。
- ミクロのチェックがどこまでできるのかということも含めて、検討していきたい。進捗展開については、次回、平成30年度に新しい進捗率調査を実施できるように努めたい。
- ・ 2月の統計改革推進会議で、「最近、住宅のリフォームが相当増えているのが十分捕捉していないので、景気の実態が捉えられていないのではないか。」という御指摘があった。そうすると、この建築物リフォーム・リニューアル統計がその疑問に答えられるカバレッジ、あるいは精度が十分にあるかという問題になってくる。調査方法や内容については、相当工夫されていてよいと思うが、実は母集団情報が、資料3-2の5ページの調査対象である建設業許可業者になっているが、大丈夫か。許可されていない業者は、受注規模が小さいので、よほど件数が多くない限り、G

DPに影響を与えるほどでもないのかもしれないが、建築物リフォーム・リニューアル統計のカバレッジとして十分か。

→精度向上のため、今回の調査から、年間完成工事高の大きな業者については全数調査にしている。資料3-2の5ページのグラフの一番右に、今回、新しく組み直した調査の上半期の結果がでており、受注高がかなり上がっている。今後、同様に調査して、状況をみていきたい。

・供給側（リフォーム・リニューアル工事の提供側）から捉えるだけではなく、需要側でも捉えられるようにしたほうがよい。ただし、国土交通省が所管している統計だけではカバーできないので、例えば、住宅関係の総務省の統計などで、リフォーム・リニューアルに関しての何らかの裏がとれる補足調査を実施したほうがよいのではないか。

→統計が体系的に全部をカバーするのはどうしたらよいかということである。解決策は、この一連の議論の後、もう1回横断的なもの、あるいは両方にまたがるようなものを整理してみたらよいのではないかということであって、ここに何かを書いてほしいという趣旨ではない。

エ 訪日外国人消費動向調査

事務局及び観光庁から資料4-1及び4-2に基づき説明された後、質疑応答が行われ、本調査の将来的な重要性を勘案し、予備調査を踏まえた見直し後の調査の結果を注視するため、次期基本計画に盛り込むこととされた。

主な発言は以下のとおり。

・本調査は聞き取り調査であり、母集団や標本は通常の調査のような統計的な考え方ではないと思うが、無作為抽出するための調査の工夫等を教えてほしい。また、海外の同様の調査と比較しながら実施しているのか。予備調査は何か国語に対応しているのか。

→資料4-2のとおり、様々な空海港で聞き取り調査し、四半期調査とすることで季節のバラツキを確保。出国の段階で調査しており、成田、羽田、大阪からの出国が全体の半分くらい。母集団については、海空港ごとの国籍別出国者数は、法務省の出入国管理統計をベースに把握。言語については、12か国語で調査票を作っており、基本的には調査員がiPadで調査票を見せながら入力する。国際比較も可能なデータを作っているが、海外で同じような調査をしているかどうか手元に情報がないため、後ほど資料を提出したい。

・本調査で得られた国別の人数分布と母集団の分布の違いを確認して、調査結果の調整などを行っているのか。

→国別の人数はサンプルが母集団に整合するように調整している。

・調査員が空港等において、調査しなければならない国別人数のノルマがあるので、出会った者から調査していき、足りない人数を埋めていくということか。

→然り。必要なサンプル数を事前に設定していて、その人数に達するまで調査する。

- ・本調査は他の公的調査と全く違っていて何らかの名簿があってランダムに調査するということがそもそもできないものであり、選挙の出口調査のイメージに近い。投票に来た者が母集団でありその日にならないと分からない。そのような場合は、系統抽出（10ごとに調査等）で無作為性を確保しようとしており、本調査もそれに近い方法で行っている。これが将来的に重要な統計になることは現在の日本における観光の位置付けから考えると間違いないと思うので、一般統計調査ではあるが統計委員会でチェックできるようにすることを考えてもよいのではないか。
- ・本調査は元々難しい調査を苦勞して実施していると理解。自分も外国に行ったときに空港で似たようなことを聞かれたり飛行機内で紙を配られたりした経験があり外国でも出口調査のようなことをやっていると思う。その上でだが、本日説明のあった予備調査はかなり野心的な目標が立てられており、都道府県別がどこまで正確に調査できるか心配。記憶に頼ってどこでいくら使ったか、自分が行った観光地が何県か等を正しく答えられるかどうか。努力は評価するが成果を検証することが必要。大事であるが故に様々なアイデアを吸収して改善してほしい。

オ その他

全体的な意見として以下の発言があった。

- ・個々の統計の報告者負担はそれぞれの審議の際に判断できるが、今回のSNA関係では様々な統計調査が見直されるため、全部合わせると時期や担当者が重なり負担となることもあると思う。一段落した段階で棚卸をして、全体の報告者負担の増減を検証するとより現実的だと思う。
- ・御指摘の点は推進会議でも議論しており、本部会でも平行して議論し推進会議での議論とも齟齬がないよう取りまとめる必要がある。

(3) その他

次回の国民経済計算体系的整備部会は、3月29日（水）15時から中央省庁合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

第2回国民経済計算体系的整備部会 議事概要

1 日 時 平成29年3月29日（水）15:00～17:10

2 場 所 中央省庁合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、
西郷 浩、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の所管部局】

総務省政策統括官（統計基準担当）付基本計画策定PT：澤村統計審査官ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：植松調査官

【事務局】

（総務省）

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：長谷川部長

4 議 事

- （1）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善
- （2）その他

5 議事概要

- （1）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

ア 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備、生産物分類の整備構築

事務局及び総務省から経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備について資料1-1及び1-2に基づき、生産物分類の整備構築について資料2-1及び2-2に基づき、それぞれ説明がされた後、質疑応答が行われた。また、欠席した関根委員から「関係府省で議論してきたGDP等の精度向上に資する多岐にわたる重要項目が反映されており評価したい。今後、統計改革推進会議におけるSUT体系への移行等の議論の結論を踏まえ、次期基本計画に課題を提示するための検討の余地が出て来

る可能性があり、引き続き検討していきたい。」といった意見が提出され、事務局から紹介された。

次期公的統計基本計画には、概ね資料 1-1 の 4～5 ページ記載の項目を盛り込むこととし、統計改革推進会議の議論も踏まえて座長と事務局で改めて整理することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・資料 1-1 の 5 ページの最後に「統計委員会が、サービス産業の計測などの研究課題について審議する」とあるが、理論的な研究にとどまらず、実現化に向けての検討も行った方がよい。
- 前回 3 月 21 日の基本計画部会で報告した研究報告において、シェアリングエコノミーに関してイギリスの事例紹介を含めて記載している。現時点では、来年度以降の研究テーマは未定であるが、御意見は承った。
- ・シェアリングエコノミーに関しては、そもそもその数を適切に捉えることが非常に難しい。世帯や企業・事業所から調べるよりも、例えば、インターネットから情報収集するなど新しい調査方法もあり得る。このため、基本計画においては、調査方法を徒に規定しない書き方がよいと考える。
- ・資料 1-2 の 3 ページにある、プロファイリング活動・ローリング調査の結果と業種別調査結果に齟齬が出てきた場合にどのように調整するのか。
- 各種の統計調査が実査の変更を行うのは平成 31 年度調査からで、翌年度中に結果を公表する予定。それまでに、結果に齟齬が生じた場合の調整手法を検討する。
- ・資料 1-2（別紙）の統計改革推進会議資料の「生産面を中心に見直した GDP 統計への整備に係るスケジュール」（以下「スケジュール」という。）が実現すると非常に大きな前進。

このスケジュールの平成 33 年度の投入調査と資料 1-1 の 4 ページ末の「大規模企業の・・・企業部門別での投入・算出表を把握する統計の作成」や同 5 ページ「kind of Activity Unit」を導入した上で、「企業（事業所）活動のアクティビティベースの把握について検討する」ことの関係はどうなっているのか。

また、スケジュールの 2024 年の「2020 年表公表」は、サービス分野だけの S U T・I O で、2020 年表は現行の I O 基本表なのか。

→ このスケジュールは、統計改革推進会議で議論中であり確定していないものである。

スケジュールで示された投入調査と産業関連統計の体系的整備の関係は、必ずしも資料 1-1 の取組を指しているものではない。一次統計側では、従来から、資料 1-1 の副業やアクティビティベースの事業活動の把握が課題となっているので、それを引き続き実施していくという考え方を示したもの。

また、経済センサスを実施する 5 年ごとの基準年における投入調査においても、生産物分類・産業分類の改定も踏まえながら、順次、充実を図っていく。

スケジュールの見方は、平成 33 年度経済センサス実施を踏まえた 2020 年表の公表時点で、先行してサービス分野の生産物分類の作成・提供を進める。それを平成 33

年度の経済センサスに反映する。2020年表として公表されるものでは、サービス分野のSUT・IOが出る。

その次のセンサスが出る平成38年度までには、種々の産業分類等も含めた見直しが終わっているので、2025年表では、全産業のSUT・IOが作成される。

このほか一次統計側の体系的整備として掲げている課題にも順次取り組むが、これもSNAの精度向上にもつながると考えている。

- ・ SUTについては、現在、統計改革推進会議での議論を中心に進められている。スケジュールは、現時点のGDPとの関係を表している。

SUTをどう考えるかに関わらず、産業関連統計に関して検討した一次統計の整備は、統計委員会の考え方として次期基本計画に入れていく。なお、次期基本計画には、統計委員会自身の考え方として入れていくものと統計改革推進会議の議論を反映するため調整するものが出てくる。

- ・ 資料1-2の6ページ目に、現行のサービス産業関係の統計の発展的統合が、ここ数年のうちに行われるとあるが、目標速度が速いと思う。長年、サービス業関連の統計の統合が提案されていたのに実現しなかった原因は、統計は政策部局の政策目的に応じて作られているため、政策ニーズが違えば統合が難しいことにあった。一挙に統合を試みるのはよいが、SNAの精度向上という推進力だけでは実現は難しいのではないか。
- ・ 昨年来の統計改革推進会議の設置につながる統計を巡る議論の中心は、GDPの精度を上げるために関連統計も含めて、できるだけ早く改善してほしいというユーザー側の要望が、各省庁の政策目的以上に強いことがある。
- ・ GDPの精度向上の推進に関して、統計改革推進会議では、スケジュールを基に議論が進んでいるので、当部会では、各統計についての検討の開始期日というより、実用化の目処などを次期基本計画に盛り込みたい。
- ・ スケジュールを全て実行すると相当な仕事量となるため予算・人員の確保が重用。統計改革推進会議でも強力な予算・人員の確保に向けて合意ができたならよいが、統計委員会でも同様に表明できたならよいと思う。
- ・ 資料1-2の3ページで示された企業ベースの経済構造統計のプロファイリング活動・ローリング調査と事業所ベースの業種別の統計調査をかみ合わせるの、かなり難しい仕事だと思う。その関連で5点質問がある。

1点目は、両者の整合性の確保。

2点目は、ローリング、プロファイリングの回答義務。

3点目は、法人番号、特に統合や合併、廃止の扱い。

4点目は、大企業の負担感軽減のための企業側窓口の一本化。

5点目は、業種別の統計調査の標本設計における、フレーム変更の情報共有。

これらへの対応は、相当大きな業務量である。分かる範囲で回答いただきたい。

- 1点目の企業統計、事業所統計の役割分担とその整合性は、商業、サービス分野では、企業単位で把握せざるを得ない。事業所単位（地方別）に表章するとき、ど

のように按分をしていくのか、従業員数か売り場面積か、など統一的な指針を作成することが今後の重要な課題の一つと考えている。

2点目、プロファイリング、ローリング調査に係る回答義務は、聞いている限りでは、基幹統計調査としての位置づけを変えないので継続されると考える。

3点目の法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトに掲載された法人番号情報と事業所母集団データベースに格納されている情報との機械的突合作業を、今年度から開始している。加えて各種企業統計調査でも、順次、法人番号を把握していく。

なお、法人番号情報サイトにおいては、企業の合併、分割等における情報も提供される。ただし、事業所の番号は、法人番号、個人番号が付いていないので、廃業か移転なのかという扱いは難しいので、事業所母集団データベースで管理している事業所共通コードを活用して管理していく。

4点目の大規模企業に対するプロファイリング及び結果の活用は、回答義務と同様に、報告者負担も念頭におきながら、検討が進められると考える。なお、報告者負担についての統計委員会の担当部会は、基本計画部会の横断的課題検討部会になる。

5点目の標本設計は、データベースの情報の充実と関係府省の役割分担をどうしていくかが重要な要素となるので、次期基本計画移行後も引き続き検討が必要と考えている。

- ・都道府県としては、今後、ローリング調査やプロファイリング活動が、具体的にになった際に、事前の情報提供と今の調査環境の中で統計調査員が調査を進めやすいような方法を検討いただければ幸いである。

イ 国民経済計算と産業連関表の関連課題の対応

事務局及び総務省から資料3-1及び3-2に基づき説明がされた後、質疑応答が行われた。次期公的統計基本計画には、概ね資料3-1の2ページ目に記載の項目を盛り込むこととし、統計改革推進会議の議論も踏まえて座長と事務局で修文案を改めて示すこととなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・自社開発ソフトウェアの扱いは案のとおりでよいと思う。基本価格表については、大分類で投入構造を議論しても意味がないため、更に細分化する検討等をお願いしたい。
- 基本的には税務統計だけでなく経済センサスの結果も用いて大分類または中分類の検討をするとしており、委員の指摘も踏まえて考えたい。
- ・「研究開発の固定資本」という用語について、この表現で大丈夫か。経済学では“knowledge capital”、“intellectual capital”と言うことが多い。また、知識の蓄積には、国内の研究開発投資だけでなく海外からのライセンス取得なども入ってくるように思うが、推計の際にどう考慮しているのか。

- 用語については勉強したい。ライセンス取得は、国際収支統計の輸出入にカウントされていて国民経済計算はそれを使って計上しており、産業連関表も同様に計上したい。
- 用語については、国民経済計算では、固定資産の内訳として「知的財産生産物」というものがあり、さらにその内訳として「研究開発」があるので、大まかな表現としては問題ないと思うが、例えば「固定資産に計上する」あるいは「研究開発への支出を固定資本形成に記録する」といった表現はあり得ると思う。
 - ・海外からの輸入も含めて産業別にどう知識が蓄積されているか分かる形で産業連関表を推計すると理解してよいか。
- 部門分割にはかなり難しい面がある。
- 産業連関表の付帯表としての資本マトリックスの作成に関わってくるもので、そのための情報がどこまで入手できるかによる。
 - ・内閣府とも調整し、国民経済計算と異なることを行っているわけではなく、同じことを産業別に計上しているということが分かるようにすればよい。
 - ・時系列で比較する時に研究開発のデフレーターをどう扱うかは書き込まなくてよいか。
- 産業連関表は名目値。デフレーターについては国民経済計算の方で検討が進みすでに導入済と思う。
- 国民経済計算では導入済。市場価格がないため国際的な標準に合わせて、要したコスト（人件費等）などを中心に推計している。
 - ・コストベースの場合、生産性の向上は計測されないと思うが、それに関して議論はないか。
- 質の変化をどう捉えるかは難しい分野。生産性の議論に密接に関わるが、現在の測定方法は国際標準に沿った一般的なものと理解いただきたい。

ウ 訪日外国人消費動向調査（第1回部会における宿題）

前回部会で宿題となっていた、訪日外国人消費動向調査に類似する諸外国の調査について、観光庁から参考1のとおり資料の提出があり情報共有された。

主な発言は以下のとおり。

- ・訪日外国人消費動向調査は、国際的な標準に従って調査されている、調査方法や調査項目等は国際比較が可能な形になっている、と理解してよいか。
- 調査対象・方法等に若干の差異はみられるが、似たような項目で費目別の消費額等についてヒアリング調査の形で実施されている。
 - ・このタイプの統計が国民経済計算の作成で使われている例はあるのか。
- 本調査の結果が国際収支統計に反映され、それが国民経済計算の推計に用いられている。基本的には、国民経済計算と国際収支統計は、整合的に作られるように国際基準でも整理されており、諸外国でも同様に推計されているのではないか。

エ その他

全体的な意見として以下の発言があった。

- ・ 前回部会で審議した、四半期の法人企業統計調査（設備投資や研究開発の調査）の早期化はかなりハードルが高い。今後の調整等にもよるが、この認識を何らかの形で反映する必要があるのではないか。仮に達成困難となれば何らかの推計方法を考える等を部会の結論に入れておいた方がよい。
- ・ 通常のように調査結果の集計を利用することができなくても、推計に利用するところまでは目指すというのも一案。指摘を踏まえて修文を示したい。

(2) その他

次回の国民経済計算体系的整備部会は、4月19日（水）9時30分から中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

第3回国民経済計算体系的整備部会 議事概要

1 日 時 平成29年4月19日（水）9:30～11:45

2 場 所 中央省庁合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、北村 行伸、関根 敏隆、
野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川国民経済計算部長、多田国民経済計算部企画調査
課長、吉岡上席主任研究官、市川主任研究官ほか

総務省統計局消費経済統計課：阿向課長ほか

財務省国際局為替市場課：柳瀬課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：長谷川部長、多田企画調査課長

4 議 事

- （1）国民経済計算の加工・推計手法等の改善
- （2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善
- （3）その他

5 議事概要

- （1）国民経済計算の加工・推計手法等の改善
- （2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

ア 既存統計で捕捉できていない価格の把握

事務局及び内閣府から「国民経済計算の加工・推計手法等の改善」及び「既存統計
で捕捉できていない価格の把握」について、資料1-1、資料1-2、資料2に基づ

き説明がされた後、質疑応答が行われた。また、欠席した河井委員から「産業連関表の精度向上に向けた体制の充実が必要。生産性の適切な捕捉のために費用積み上げによるデフレーター推計の見直しが必要。医療、介護や小売サービスのデフレーターについて制度変更や質の変化を反映させるなど理論的な整合性と政策ニーズに応えられる推計手法の開発が望まれる。」といった意見が提出され、事務局から紹介された。

次期基本計画の基本的な考え方については、資料1-1、資料2記載の案で概ね適当とされたが、議論を踏まえ以下のような修正をすることとされた。

【国民経済計算の加工・推計手法等の改善】

- ・「需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発（課題「1」）」、「サービス産業、個人企業の基礎統計の整備等（課題「19」）」、「建設業の産出額について、進捗ベースの建設統計を活用（課題「21」）」に関連して、継続的な課題として、関連する一次統計の改善に応じて、推計方法の改善を検討しその結果を統計委員会に報告するという趣旨を次期基本計画の基本的な考え方に盛り込む方向で検討。
- ・「ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分（課題「20」）」については、リース区分について継続して検討してもらいたいので次期基本計画の基本的な考え方に盛り込むこととし、部会長と事務局で引き取って文章は検討。
- ・「県民経済計算（課題「18」）」に関連して、地方統計の整備については継続的に取り組むのは良いことだが、これは県民経済計算に限定せず、より幅広い統計について検討した方がよいので、基本計画部会に引き取ってもらう。

【既存統計で捕捉できていない価格の把握】

- ・費用積み上げによるデフレーター推計の見直しも重要であるため、次期基本計画の基本的な考え方を、例えば「～価格の把握手法『とその応用』について～平成29年度開始の『包括的な』研究を進める～」(『』部分を追記)と修正する方向で検討。

主な発言は以下のとおり。

<需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発（課題「1」）>

- ・本課題については、今年度中の対応であることは了解するし、QE値と年次推計値の乖離が最小化されるようQEにおける供給側推計と需要側推計の統合比率を見直すという方針も非常に合理的と思うが、検討結果を本部会で示してくれるのか、それはいつ頃なのか。
- まだ検討中なので確定的なことは言えないが、今年12月8日の2次QEにおいて年次推計とともに反映を目指している。具体的検討結果が得られた段階で統計委員会にも報告したい。
- ・同じ点について、2002年から変更していないQEの供給側推計値と需要側推計値の統合比率は変えて欲しいが、年次推計は基本的に供給側推計で作成されているため、あるべき結果は、供給側統計のウェイトが1に近くなること。検討の結果、例えば、需要側・供給側の比率が0.3と0.7という結果が出た時に、それをどう解釈するのか。

- Q E 段階で入手できる供給側のデータは基本的に経済産業省生産動態統計調査等であり年次推計で使う工業統計調査ほど詳細でなく、情報量が足りないので需要側データで補完して精度を高めるといった考え方に立っている。利用できる情報を最大限活用して予断なく最適な統合比率を求めていきたい。
- ・ 統合比率が可変パラメータだとすると、時系列的にどういう方向に動いているか、構造変化はなかったか等を検証し、今の構造の下でも適当なのかといった観点からも見るべき。
- 可能な限り対応したい。確かに構造は変わっていくため統合比率を更新するのも一つの考え方。例えば基準改定ごとに更新するなど柔軟に見直したい。
- ・ ここでの前提は、年次推計は正しいものとし、Q E はその時点にある情報を最大限活用した年次推計のための quick estimate という役割分担であると理解。その立場だとすると、基礎データを細かく積み上げるといった作業も大事だが、年次推計を当てるために計量経済学的手法を活用する観点も重要である。今後、検討結果が報告される時に、こうした点も確認させてもらいたい。
- ・ 本課題に関連して、第 1 回部会で議論した建築関連統計の見直しはどの時点で S N A に反映されるのか。統計改革の基本方針（以下「基本方針」と言う。）では、2020年度を目途にと書いてあるが、今後2020年にかけてオリンピックもあり建設関連の活動をモニタリングする重要性が特に高まると思っている。もう少し早く S N A に取り込んでもらえるとうれしい。それが不可能ないし考慮できるのであれば、この点の検討を基本計画に加えることはできないか。
- 基礎統計の改善・改定については、実現した段階で、できるだけ早く S N A に織り込みたいと思っている。しかし、S N A は体系内で整合的に作成する必要があり、リフォームについては、デフレーターやの検討、時系列的に断層のない系列の作成など様々な作業が必要となり、先行して対応することは難しい。基本は、産業連関表の体系の中で各種データと整合性を図った上で取り込んで、それを踏まえて S N A でも整合性ある時系列データを整備するということ。
- ・ 新しい手法は平成29年中の導入を目指すということだが、今後家計調査や法人企業統計調査などの統計が変わる予定であり、それらは統合比率の検討にも関連してくる。また、今後、サービス産業関連統計、個人企業経済統計、建設関連統計なども改善されていく予定であり、この部会ができた目的は、G D P 統計の精度を上げるために関連統計も変えて行こうという点にあることも踏まえ、継続的に、関連する一次統計の改善に応じて、推計方法の改善状況を随時統計委員会に報告するなどしてはどうか。

<生産面、分配面の四半期速報の開発（課題「3」「16」）>

- ・ 生産面、分配面の四半期別 G D P 速報についてだが、試算値によれば分配面は支出面とは変化の符号が逆に出ることもあるが、どのように説明をするのか。計算方法を説明してもあまり意味がなく、数値の意味を説明しなければならない。

→推計手法とともに、参考系列にはどのような「くせ」があるかも併せて示していくことが考えられる。生産面、分配面のGDP速報を参考系列として公表するに至った場合でも、主たる系列が支出側GDPであるとの位置づけは変わらず、その公表から一定のラグを置いて参考系列を公表することを想定している。その際には、生産面、分配面の動きについて丁寧な説明を心がけることが重要と考える。公表方法に係る検討の結果は統計委員会に報告できるようにしたい。

- ・消費増税時のメディアにおけるGDPの扱いを考えると、参考系列とは言え、支出側GDPと符号が違うデータが出てくると混乱が生じ得る。推計方法もさることながら、数字をどう使うかといった意味を丁寧に説明するとよい。
- ・様々な解釈があると思うので、よく練った上で公表した方がよい。
- ・三面それぞれの間でかい離があると思うが、それについての説明は非常に重要。利用者側もかい離の状況を示してもらえれば勉強すると思う。例えば、分配と支出が完全に一致することは難しいので、通常は変動を均したうえで大きな傾向をみることになる。なお、当初計画では平成28年度中に公表だったと思うが、30年度中に結論というように遅れたのはなぜか。

→第Ⅱ期基本計画では「平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに」という書き方で、必ずしも平成28年度中という位置づけではない。平成27年度については、同年度の施行状況報告にも記したとおり、平成23年基準改定という大きな作業にリソースを集中的に投入したということがある。今後、平成23年基準の概念に基づく推計手法を追加的に開発していくことになることから、「統計改革の基本方針」では平成30年度が一つのメルクマールとなっている。

- ・次期基本計画の基本的な考え方の3つ目のところで、「なお、生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて」とある。公表の仕方も含めてだと理解でき、もう一度、統計委員会で公表の仕方も含め議論できると思う。

→今後、新しい平成23年基準で作業していくが、来年度における統計法施行状況審議で統計委員会に示せるよう準備を進めたい。

- ・生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトは具体的にどういう進め方をするのか。外部の有識者や各府省等も含めた大きなものになると聞いていたが、立ち上げ時期やメンバーのイメージを教えてほしい。

→現状、資料に書かれていること以上の具体的なことは決まっていない。

<娯楽作品の原本の固定資本への計上（課題「4」）>

- ・内閣府の今後の対応方針としては、既存のデータから推計していくということであり、個別の映画会社に新規に調査をしたりするわけではないという理解でよいか。

→例えば経済産業省の特定サービス産業実態統計の中で映像・音声・文字情報制作業があり、特に音楽関係は比較的新しい調査対象であるためデータ蓄積が十分でないが今後のデータ蓄積を踏まえて検討したい。新しい調査を行うことは想定していな

いが、例えば著作権使用料の流れ等業界の実態を調べるために業界にヒアリングすることはあり得ると考えており、それも踏まえながらどれだけ推計で補完できるかを考えたい。

< 県民経済計算について地方公共団体への支援強化（課題「18」） >

- ・ 県民経済計算に限らず、地方の統計は、統計機構の人員が減ってきている中でリソースを有効に活用する観点からも、国と地方で連携して整備する必要がある。幅広い観点から横断的な考え方を基本計画に盛り込むべき。
- ・ 自分も統計改革推進会議（以下「推進会議」と言う。）で各省庁の地方支分部局ごとに集計している地域表章区分がバラバラなので整合性ある統計を出してほしいと主張して、中間報告にも一部盛り込んでもらった。それは国民経済計算よりも広い問題なので、推進会議の議論をどう基本計画に具体化するかという大きな枠組みの中で議論した方がよいと思う。
- ・ 地方としては、国による全国一律の統計調査の中で県や地域単位で表章しているものを活用しており、今後もこれを維持してもらいたい。一度国が調査したものを地方表章のために県でさらに調査をするのは調査客体にとっては重複で負担増。
- ・ 地方創生等の観点からデータに基づく政策立案が求められており、地方の政策立案に役立つ統計を考えてもらいたい。

< ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分（課題「20」） >

- ・ 本課題については、使用者主義（リースを使用する側に資本が立つ）と所有者主義（リースを所有するリース会社に資本が立つ）が混在していることが問題であり、資産の取り扱いによってバイアスが出て来る可能性がある。資本サービス量の検討も進められており、所有者主義は生産性が高く出るので、生産性の正確な計測を目指すならば、08SNAの残された課題として引き続き何らかの検討が必要。
- 経済センサスでも取り扱った課題であり、引き続き課題と考えている。なお、使用者主義と所有者主義は、会計的には混在しているところがあるが、GDP全体の推計上はダブルカウントしないよう整理している。精緻化するには基礎統計の課題が大きい。
- ・ 法人企業統計調査では会計基準が変わった時に影響度を調べている。例えば利用者側がどう修正すればよいかなど利用者にとっての課題は残っていると思う。

< 既存統計で捕捉できていない価格の把握（資料2） >

- ・ 医療・介護、教育の質の変化の研究プロジェクトについて、質の測定であれば、ヘドニックアプローチを使うと思うが、そのための病院の属性や学校の属性などのミクロデータの利用は確保しているのか。難しいと思うのだから。
- 今年度から研究を始めただけであり、まずは欧米の手法等を検討したい。米国ではサテライト勘定で疾病分類別の価格指数を公表しているが、ヘドニックで分析し

ている訳ではなく分類を疾病別に行っている。欧州のハンドブックでは疾病別・治療行為別のアウトプットを実質値で出している例がある。データも色々検討しているが、まだこれと言えぬ段階には至っていない。

- ・事務局から紹介のあった河井委員の意見のうち、費用積み上げのデフレータについては、サービス業で多いと思うが、中心的な部分は医療、介護、教育などの非営利部門だと思う。資料2の次期基本計画の基本的な考え方のところ「医療・介護及び教育を中心とした費用積み上げの価格」と追記してはどうか。
- 医療・介護はCPIを元にデフレータを推計しており、翻ってCPIは診療報酬や介護報酬がベースであり費用積み上げではない。一方、資料2に掲げられている中で現在デフレータが費用積み上げで推計されているのは教育、建設。
- ・例えば、ある分野のコスト積み上げ部分を質に変換する手法を他の分野に応用するようなことは可能か。
- どういう手法があるか研究を始めたところであり、データの制約もあるため、例えば教育で可能であれば他でもできると一概に言えるものでもない。今ここで研究できると言える状況にはない。
- ・医療・介護、教育は、自由競争ではなくかなり規制が入っているため、市場で観察される価格をどう見ればよいか、どういう変化をするのか（季節性が大きい改定などの特徴があると思う）などを総合的に考えて欲しい。教育についても私立学校と公立学校では扱いが違うこともある。

イ 家計調査、家計消費状況調査

事務局及び総務省から資料3に基づき説明がされた後、質疑応答が行われた。次期基本計画における取扱いについては概ね適当とされたが、家計消費に関する新たな指標として開発が進められている消費動向指数（CTI）については、景気指標として有用な指標となるよう引き続き、開発、精度向上に取り組むことと修正された。

主な発言は以下のとおり。

- ・家計調査では、世帯単位での調査票を使用しているが、共働き世帯等、夫と妻の家計が別々になっている世帯では、書きにくいのではないか。
- 回答者に行ったアンケートでは、各世帯員から、支出状況について聞くことが出来るという回答は得ている。しかし、やはり聞きにくいこともあると思うので、将来的には、オンライン家計簿を導入し、各世帯の世帯員がそれぞれ入力できるような調査方法（個計化）についても検討していく。
- ・ビッグデータを公的統計の中で取り扱うことは、先例が多くないと思うが、現在の法制度上の仕組みでは、推進するのに不十分であるのか。例えば、回答者の報告義務のような仕組みの整備など、対応策を検討していないのか。
- 消費動向指数（CTI）の導入については、まだ開発の検討段階であり、企業からのデータ提供については、統計法上の根拠により提供を要請するものではなく、任意に提供してもらうものである。したがって、現段階では、個人情報保護法下での取

扱いになり、実際に公的統計に据えていくときには、統計法上におけるデータ提供なども検討していくのではないかと。

- ・現在の整理メモでは、「家計消費に関する新たな指標（消費動向指数（CTI））について、引き続き、開発、精度向上に取り組む。」となっているが、そこに「景気指標として有用な指標となるよう、引き続き、開発、精度向上に取り組む。」と修正してはどうか。
 - ・ビッグデータを使った分析では、結局思うような結果が得られなかったということもよくあると思うが、消費動向指数（CTI）の有用性についてはどの程度勝算があるのか。
- 修正については了解した。また、現在、ビッグデータについて、ポイントデータ、クレジットカード、電子マネー、POSデータ、流通など様々な業界に声をかけ、協力を仰いでいる。業界ごとに温度差があるが、POSデータについては、ほぼスタート地点に立っており、先行研究もあるので、分野が限られているものの有効に活用していきたい。他方、制度面では、現在、研究協議会の立ち上げ準備をしているので、できる限り早めに立ち上げたい。

ウ 国際収支統計

事務局及び財務省から資料4-1及び4-2に基づき説明がされ、案文のとおり、次期基本計画の基本的考え方に盛り込むこととなった。また、IMFの国際収支マニュアルの次回改訂時期が未定であることから、具体的な対応については、改訂内容をみてからということとなった。

(3) その他

時間の制約のため、審議未了の事項が残ったことから、次回部会で残りの審議（消費者物価指数、企業向けサービス価格指数、第1回部会における宿題）を行うこととし、改めて部会開催の日程調整を行うこととなった。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>